

【件名】

保育ソーシャルワーク事業について

【要旨】

各保育所の子どもや保護者の多様化、複雑化する様々な課題に対応するため、区では令和3年4月から区内の基幹保育所の保育ソーシャルワーカーが各保育所を訪問又は電話等で専門的な見地から各保育所の運営を支援する保育ソーシャルワーク事業を実施している。令和6年度保育ソーシャルワーク事業について、下記のとおり事業内容の見直しを行う。

記

1 事業内容（現行）

区の南部・北部に各1園、設置された基幹保育所が区内保育施設を支援する。保育施設からの相談内容は以下のとおり。

- (1) 発達相談
- (2) 養育相談
- (3) 発達調査

（注） 発達調査については、令和5年度から別契約とした。

2 事業実績

令和3年度 666件（発達相談 203件、養育相談 40件、発達調査 423件）
令和4年度 777件（発達相談 220件、養育相談 25件、発達調査 532件）
令和5年度（4月～7月） 83件（発達相談 68件、養育相談 15件）

3 保育施設に対するアンケート結果（令和4年度）

回答施設数 116施設（回答率 100%）

【問】 保育ソーシャルワーク事業を利用したか。

利用した 93施設（80.2%）、利用しなかった 23施設（19.8%）

【問】 利用した施設について、利用した内容（複数回答可）

発達相談 51施設、養育相談 12施設、発達調査 86施設

【問】 発達相談の感想

満足 23施設（45.1%）、概ね満足 24施設（47.1%）、

満足できなかった 3施設（5.9%）、未回答 1施設（2.0%）

【問】 養育相談の感想

満足 6施設（50.0%）、概ね満足 6施設（50.0%）

【問】保育ソーシャルワーク事業を利用しなかった理由（主なもの）

- ・必要がなかった（20 施設）
- ・申請方法が分からなかった（4 施設）

4 事業内容の見直し

国は保育ソーシャルワーク事業について、保育施設に対する専門的な支援を行う地域連携推進員を基幹保育所に配置することとしている。区ではこれまで、保育ソーシャルワーク事業を事業者に委託して実施していたが、受託事業者が令和5年度末に基幹保育所を閉園することとなった。区内には他に地域連携推進員を配置することのできる保育施設がないため、事業内容を見直す必要がある。

保育ソーシャルワーク事業については80%以上の施設が利用しており、利用した施設のうち、発達相談については90%以上、養育相談については全保育施設が「満足」または「概ね満足」と回答していることから、発達相談及び養育相談に対する需要は非常に高いと考えられる。今後も保育施設が対応する発達及び養育に係る課題は多様化、複雑化することが見込まれることから、保育施設からの発達相談及び養育相談に係る相談支援について、専門的知見のある民間事業者に委託して実施することとする。

なお、将来的には区立保育園の体制を充実することにより、民間保育施設に対する相談支援を実施することについても検討する予定である。

5 事業者の選定方法

事業者の選定については経費だけでなく、相談支援に係る実績や人員体制を総合的に比較判断する必要があることから、企画提案公募によることとする。

6 財源

保育ソーシャルワーク事業は国の「保育所等における要支援児童等対応推進事業実施要綱」に基づいて実施しており、国庫補助金及び都補助金の交付対象となっているが、事業の見直しに伴い補助金の対象外となることから、区単独事業として実施することとする。

7 今後の予定

令和5年 9月 事業者募集告知

12月 事業者決定

令和6年 3月 保育施設に対する説明

4月 新事業開始